

令和3年度 個人住民税 主な改正点

給与所得控除の改正

- ・給与所得控除が10万円引き下げとなります。
- ・控除額の上限が適用される給与などの収入額を1,000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げとなります。

※給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、所得金額の計算の際に所得金額調整控除が給与所得の金額から差し引かれます（所得金額調整控除の創設）。

- 1) 特別障害者に該当の方
- 2) 23歳未満の扶養親族を有する方
- 3) 特別障害者に該当する同一生計配偶者や扶養親族を有する方

◎計算方法①

(給与収入金額【上限1,000万円】 - 850万円) × 10% 控除上限額：15万円

公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除が10万円引き下げとなります。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に195.5万円の上限が設けられます。
(65歳未満の方は上限額が145.5万円となります)

- ・公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額が引き下げられます。

※給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引かれます（所得金額調整控除の創設）。

◎計算方法②

給与所得金額【上限：10万円】 + 公的年金等雑所得の金額【上限：10万円】 - 10万円
控除上限額：10万円

- ・給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、給与収入金額が850万円を超える方のうち、それぞれの所得金額調整控除の要件に該当する場合は、計算方法①の控除額を引いた後の金額から計算方法②の控除額を控除します。

基礎控除の改正

- ・基礎控除が10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円超の場合、基礎控除額が3段階で減少し、2,500万円を超える場合は適用外となります。

調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。

ひとり親控除の創設および寡婦控除の改正

- ・婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用します。
- ・上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円が適用されます。子以外の扶養親族を有する寡婦については、所得の制限（合計所得500万円以下）が設けられます。
- ・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある方は対象外となります。

扶養控除等の所得金額要件の見直し

下記の分に係る扶養親族等の合計所得金額要件が10万円引き上げとなります。

- ・同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額 38万円→48万円に変更
- ・配偶者特別控除に係る配偶者合計所得金額 38万円～123万円→48万円～133万円に変更
- ・勤労学生控除の合計所得金額：65万円→75万円に変更